

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会 会員規程

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条に定める正会員、学生会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人日本ろうあ者卓球協会(以下「この法人」という。)の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第5条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 3,000円
- (2) 学生会員(高校生以下) 1,000円

2 会員から選出された強化指定選手の登録料は、次に掲げるところによる。

登録料

- (1) 強化指定選手 20,000円

学生会員は登録料免除とするが、但しデフリンピック等の日本代表に選ばれた場合、登録料納入しなければならない。

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員、学生会員は、入会及び退会に関する日から、その年度以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 会員は、毎事業年度の会費として3月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 会員から納入された会費については、直ちに会員名簿台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

第4条 会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

この法人は、会員が納入した当該事業年度において納入した会費、登録料については、理由の如何を問わず返還しない。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、令和5年2月10日から施行する。